

浴場の衛生管理における厚生労働省指針・通達等

厚生労働省では循環式浴槽における衛生管理について規定を定めています。社会的信用を失うことがないように、コンプライアンスの観点から規定やルールを守ることを徹底しておかなければなりません。

循環式浴槽の管理方法

厚生労働省指針・通達等の内容	参照箇所
薬液タンクの薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにすること。	公衆浴場における衛生管理要領等の改正について 別添2 Ⅲ.衛生管理 第1.一般公衆浴場 5.浴室の管理(7)(注)※1.
注入弁は定期的に清掃を行い、目詰まりを起こさないようにすること。	公衆浴場における衛生管理要領等の改正について 別添2 Ⅲ.衛生管理 第1.一般公衆浴場 5.浴室の管理(7)(注)※3.
ろ過器を設置している浴槽では塩素系薬剤をろ過器の直前に注入又は投入し、ろ過器内の生物膜の生成を抑制すること。	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針 第二.入浴設備における衛生上の措置 三.維持管理上の措置 5.
浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないしは0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度を最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。	公衆浴場における衛生管理要領等の改正について 別添2 Ⅲ.衛生管理 第1.一般公衆浴場 5.浴室の管理(5)
ろ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針 第二.入浴設備における衛生上の措置 三.維持管理上の措置 3.
ろ過器内は、湯水の流速が遅くなり、最も生物膜や汚れ等が付着しやすい場所であるため、一週間に1回以上、ろ過器内に付着する生物膜等を逆洗浄等で物理的に十分排出すること。併せて、ろ過器及び浴槽水が循環している配管内に付着する生物膜等を適切な消毒方法で除去すること。	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針 第二.入浴設備における衛生上の措置 三.維持管理上の措置 3.
浴槽水は、毎日、完全に換えることが原則であり、これにより難しい場合にあっても、浴槽水の汚染状況を勘案して最低でも一週間に1回以上完全に換えること。その際、換水のみでは十分ではなく、ろ過器や配管内等に付着する生物膜を除去しない限り、レジオネラ属菌による浴槽水の汚染を防止できないことに留意すること。	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針 第二.入浴設備における衛生上の措置 三.維持管理上の措置 2.
浴槽水は、少なくとも年に1回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌に汚染されていないか否かを確認すること。ただし、ろ過器を設置して浴槽水を毎日、完全に換えることなく使用する場合など浴槽水がレジオネラ属菌に汚染される可能性が高い場合には、検査の頻度を高めること。	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針 第二.入浴設備における衛生上の措置 三.維持管理上の措置 1.
年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合には、その除去を行うことが望ましい。	公衆浴場における衛生管理要領等の改正について 別添2 Ⅲ.衛生管理 第1.一般公衆浴場 1.施設全般の管理(1)(注)※2.
レジオネラ属菌は、生物膜に生息する微生物等の中で繁殖し、消毒剤から保護されているため、浴槽の清掃や浴槽水の消毒では十分ではないことから、ろ過部及び浴槽水が循環する配管内等に付着する生物膜の生成を抑制し、その除去を行うことが必要である。	レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針 第二.入浴設備における衛生上の措置 一.
循環配管の内壁には、ねばねばした生物膜(バイオフィルム)が生成され易く、レジオネラ属菌の温床となります。そのため、年に1回程度は、循環配管内のバイオフィルムを除去し、消毒することが必要です。	循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル Ⅲ.循環式浴槽の管理方法 5.浴槽の管理方法(2)循環式浴槽の維持管理上の注意点について教えてください。(2)循環配管の維持管理

浴槽水質検査頻度

原水、原湯、上がり用湯、上がり用水	年1回以上
ろ過器を使用していない浴槽水および毎日完全に換水している浴槽水	年1回以上
連日使用している浴槽水(塩素消毒使用)	年2回以上
連日使用している浴槽水(塩素消毒未使用)	年4回以上

参照：『公衆浴場における衛生管理要領等の改正について』

浴槽水質基準

水質基準	原水、原湯、上がり用湯、上がり用水	浴槽水
色度	5度以下	—
濁度	2度以下	5度以下
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	—
過マンガン酸カリウム消費量	10mg/L以下	25mg/L以下
大腸菌群	50ml中に不検出	1個/ml以下
レジオネラ属菌	10cfu/100mL	10cfu/100mL

参照：『公衆浴場における衛生管理要領等の改正について』

浴槽における換水等の頻度

	換水頻度	清掃頻度	消毒頻度	逆洗頻度
循環ろ過装置を使用していない浴槽水	毎日	毎日	月1回以上	—
毎日完全換水型循環浴槽水	毎日	毎日	月1回以上	週1回以上
連日使用型循環浴槽水	週1回以上	換水ごと	換水ごと	週1回以上

参照：『循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル』、『公衆浴場における衛生管理要領等の改正について』